

介護老人保健施設ひまわり 利用料金表

2019 年 10 月 1 日

目次

- ・ 入所 利用料金表 2～4 ページ
- ・ 短期入所 利用料金表 5～6 ページ
- ・ 所得の低い方の負担軽減 6 ページ

【入所・基本料金】 1 割負担の場合※2 割負担料金は表額の 2 倍

要介護度	利用料／日		
	個 室	多床室	ユニット型 個室的多床室
要介護 1	701 円	775 円	781 円
要介護 2	746 円	823 円	826 円
要介護 3	808 円	884 円	888 円
要介護 4	860 円	935 円	941 円
要介護 5	911 円	989 円	993 円

【入所・加算料金】 1 割負担の場合※2 割負担料金は表額の 2 倍

項 目	金 額	内 容
初期加算	30 円	新規入所の方は入所から 30 日以内の期間について 1 日につき加算。
短期集中リハビリテーション実施加算	240 円	医師又は医師の指示を受けた PT・OT 又は ST が入所日より 3 ヶ月以内の期間、集中的にリハビリを行った場合に算定。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 円	認知症であると医師が判断した方であって、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断した方に対し、入所日より 3 ヶ月以内の期間、集中的にリハビリを行った場合。1 週に 3 日を限度として算定。
認知症ケア加算	76 円	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して、1 日につき 76 単位を算定。
夜勤職員配置加算	24 円	入所者の数が 20 又はその端数を増すごとに 1 以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置し、2 名以上配置している場合に 1 日につき算定。
入所前後訪問指導加算 I	450 円	入所期間が 1 ヶ月を超えると見込まれる者の入所予定日 30 日以内又は入所後 7 日以内に、退所後生活する居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定。（1 回を限度として）
入所前後訪問指導加算 II	480 円	入所期間が 1 ヶ月を超えると見込まれる者の入所予定日 30 日以内又は入所後 7 日以内に、退所後生活する居宅等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に算定。（1 回を限度として）
試行的退所時指導加算	400 円	退所が見込まれる入所期間が 1 月を超える入所者をその居宅において試行的に退所される場合において、入所者及び家族に対して、退所後の療養上の指導を行った場合に算定。（1 回を限度）
退所時情報提供加算	500 円	入所期間が 1 ヶ月を超える入所者が退所し、居宅において療養を継続する場合、退所後の主治医に対して入所者の同意を得て診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に算定。（1 回を限度として）
退所前連携加算	500 円	入所期間が 1 ヶ月を超える入所者が退所し、居宅サービスを利用する場合の連携（居宅介護支援事業所に対しての診療状況など必要な情報の提供）を行った場合に算定。（1 回を限度として）

再入所時栄養連携加算	400 円	施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に算定。(1 回を限度)
栄養マネジメント加算	14 円	管理栄養士を配置し、入居者ごとの栄養ケア計画を作成し、栄養状態の定期的記録・評価・見直しを行った場合。
低栄養リスク改善加算	300 円	低栄養状態にある入所者に対し、月 1 回以上、多職種が共同して会議を行い低栄養状態の改善等を行う為の計画を作成した場合であって、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に算定。(6 月以内の期間に限り)
療養食加算	6 円	医師の食事せんに基づく療養食の提供を行った場合。1 日 3 回を限度とし、1 食 1 回算定。
経口移行加算	28 円	医師の指示に基づく経口による食事の栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り算定。(1 日につき)
経口維持加算 (I)	400 円	医師の指示に基づく経口維持計画を作成し、食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合。(1 月につき)
経口維持加算 (II)	100 円	医師の指示に基づく経口維持計画を作成し、食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合。(1 月につき)
ターミナルケア加算	160 円	医師が医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した者であり、入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画が作成され、医師・看護師・介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ、随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われている場合に算定。(1 日につき)(死亡日以前 4～30 日)
	820 円	医師が医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した者であり、入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画が作成され、医師・看護師・介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時説明を行い同意を得てターミナルケアが行われている場合に算定。(1 日につき)(死亡日の前日及び前々日)
	1,650 円	医師が医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した者であり、入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画が作成され、医師・看護師・介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時説明を行い同意を得てターミナルケアが行われている場合に算定。(1 日につき)(死亡日)
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	34 円	在宅復帰・在宅療養支援等指標に基づき 40 以上であり、退所時指導等、リハビリテーションマネジメント、地域貢献活動の要件を満たしている場合に算定。(1 日につき)
地域連携診療計画情報提供加算	300 円	医療機関が地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき入所者の治療等を行うとともに、入所者の同意を得た上で、退院月の翌月までに入所者に係る診療情報を文書により提供した場合に算定。 (1 回を限度として)

排泄支援加算	100 円	排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が共同して当該入所者が排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた計画を作成及びそれに基づく支援を行った場合に算定。(6月以内の期間に限り、1月につき)
褥瘡マネジメント加算	10 円	入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて施設入所時に評価するとともに、3月に1回評価を行い、その評価結果を提出する。評価の結果、入所者ごとに多職種共同して褥瘡ケア計画の作成、管理の実施、記録を行った場合に算定。(3月に1回を限度)
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239 円	所定の疾患を有する入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定。(1月に1回、連続する7日間を限度として)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480 円	所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置などの実施状況を公表している場合に算定。
かかりつけ医療連携薬剤調剤加算	125 円	6種類以上の内服薬が処方されている入所者に対し、処方の内容を施設の医師と主治の医師が共同し、総合的に評価及び調整し、内服薬を1種類以上減少させた場合に算定。(1回を限度として)
外泊時費用	800 円	入所者に対し居宅における外泊を認め、施設より提供される在宅サービスを利用した場合に算定。(1月に6日を限度として)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18 円	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が60%以上の場合に算定。(1日につき)
外泊利用料	362 円	1日につき。ただし、外泊初日及び最終日は除く。(1月に6日を限度)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき)		キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業者の場合、介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(3.9%)

【入所・その他利用料】保険給付の対象外のため、次のとおり負担が必要です

サービス内容	利用料/日	備 考
食 費	1,392 円	※
居住費(多床室)	377 円	4人部屋※
居住費 (個室) (ユニット型個室的多床室)	1,668 円	※
理 髪 料	1,000 円	1回につき
電 気 代	10~30 円	ポット10円・テレビ20円・毛布30円・冷蔵庫20円
洗 濯 代	7,000 円/月	施設に依頼する場合(15日未満は半額)
死後の処置をした場合	5,000 円	死亡後における死後の処置(材料費一式)
死亡診断書	5,000 円	死亡診断書1通
日用品費	180 円	シャンプー、石鹸、ボディソープ、バスタオル、ティッシュペーパー等

※所得の低い方の負担軽減制度があります。6ページ参照

【短期入所・基本料金】1割負担の場合※2割負担料金は表額の2倍

要介護度	利用料／日		
	個室	多床室	ユニット型 個室的多床室
要支援1	580 円	613 円	623 円
要支援2	721 円	768 円	781 円
要介護1	755 円	829 円	835 円
要介護2	801 円	877 円	880 円
要介護3	862 円	938 円	942 円
要介護4	914 円	989 円	995 円
要介護5	965 円	1,042 円	1,046 円

【短期入所・加算料金】1割負担の場合※2割負担料金は表額の2倍

項 目	金 額	内 容
送迎加算（片道）	184 円	入所・退所時に送迎を行った場合に算定。
療養食加算	6 円	医師の食事せんに基づく療養食の提供を行った場合、1日3食を限度とし、1食を1回として算定。
個別リハビリテーション実施加算	240 円	P T・O T又はS Tが1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合に算定。（1日につき）
緊急短期入所受入加算	90 円	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていないショートステイを緊急に行った場合に算定。（入所日から7日を上限）
重度療養管理加算	120 円	要介護4又は5であって、手厚い医療が必要な利用者に対し、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合に算定。（1日につき）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 円	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が60％以上の場合に算定。（1日につき）
夜勤職員配置加算	24 円	入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置し、2名以上配置している場合に算定。（1日につき）
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	34 円	在宅復帰・在宅療養支援等指標に基づき40以上、退所時指導等、リハビリテーションマネジメント、地域貢献活動の要件を満たしている場合に算定。（1日につき）
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業者の場合に介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算）×サービス別加算率（3.9％）	

【短期入所・その他利用料】 保険給付の対象外のため、次のとおり負担が必要です

サービス内容	利用料／日	備 考
食費	朝食 202 円 昼食 595 円 夕食 595 円	※
滞在費（多床室）	377 円	4 人部屋※
滞在費 （個室） （ユニット型個室的多床室）	1,668 円	※
洗濯代	1,000 円	1 回につき
テレビ貸出料	100 円	

※所得の低い方の負担軽減制度があります。下記参照

【所得の低い方の負担軽減】 介護老人保健施設ひまわり入所、短期入所共通

負担の軽減を受けるためには、市町村の窓口に申請して、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてそれを提示してください。

対 象 者		食 費／日 (1日3食時)	居 住 費／日	
			個室	多床室
			ユニット型 個室的多床室	
①	本人および世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	300 円	490 円	0 円
②	本人および世帯全員が住民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の人	390 円	490 円	370 円
③	本人および世帯全員が住民税非課税で、 利用者負担段階2段階以外の人	650 円	1,310 円	370 円